

質問その1 ; そもそもどういう趣旨の、どういう制度なのですか？

答え ; データで受け取ったものはデータで保存しなければいけないという制度です

個人事業主や法人は、注文書や領収書、又はその注文書や領収書そのものではないけれど「内容的には注文書や領収書と書かれていることが同じもの」をデータで受け取った場合にはそれを一定のデータ形式で保存しないといけないという制度です。

もともと、個人事業主や法人の場合は注文書や領収書、内容的には注文書や領収書と書かれていることが同じもの（取引の相手先に渡した場合にはそのコピー）を保存しておかないといけないとされています。

なお、会計ソフト等で普段入力・作成しているような「帳簿書類」の保存方法やもともと紙で受け取る書類をスキャナ保存するときの方法については、これとはまた別の話になるので、別の「一問一答」で解説しています。

【参考 ; 国税庁 HP 「一問一答」より、もともとの文章】

問1 電子取引の制度はどのような内容となっていますか。

【回答】

所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)及び法人税の保存義務者が取引情報(注文書、領収書等に通常記載される事項)を電磁的方式により授受する取引(電子取引)を行った場合には、その取引情報を電磁的記録により保存しなければならないという制度です(法7)。

【解説】

所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を電子取引により授受した場合には、その取引情報に係る電磁的記録を一定の方法により保存しなければならないこととされています。

なお、帳簿書類の電磁的作成、備付け、保存に関しては、別冊「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】」において、スキャナ保存に関しては、別冊「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」において解説します。